

令和3年度 第2回山梨県最低賃金専門部会 議事録

- 1 日 時：令和3年7月29日（木）午前11時00分～11時26分
- 2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉
- 3 出席者：公益代表 伊藤委員、反田委員、鷹野委員
労働者代表 小林委員、佐々木委員、白倉委員
使用者代表 一之瀬委員、川島委員、長谷川委員
事務局 田村労働基準部長、太田良賃金室長、平出室長補佐
- 4 議 事
 - (1) 資料説明
 - (2) 山梨県最低賃金改正決定審議
 - (3) その他
- 5 審議会内容

(賃金室長)

それでは定刻となりましたので、ただいまから、山梨地方最低賃金審議会第2回山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、全委員の皆様にご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、反田部会長、以後の議事進行をお願いいたします。

【(1) 資料説明】

(反田部会長)

それでは、先ほどの本審に引き続きまして、これから第2回専門部会を開催いたします。

まず、議題の(1)ですが、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。着座にて失礼いたします。

御手元に配布しております専門部会の審議資料の1ページを御覧ください。

これは、日本銀行甲府支店が発表しております「山梨県金融経済概観」の7月分の資料となります。

県内の景気につきましては、「新型コロナウイルス感染症の影響から、サービス消費を中心に引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直している。」としております。

個別の項目につきましては、後で御確認をお願いいたします。

次に資料の11ページを御覧ください。

これは、山梨中央銀行の調査月報の7月分となります。

県内景気の5月から6月の概況につきましては、12ページに記載がございますが、「新型コロナウイルス感染症の再拡大により一部に弱い動きがみられるものの、全体としては持ち直している。生産面においては、機械工業が増勢を維持している。需要面においては、個人消費は力強さを欠いているが、設備投資で一部に持ち直しに向けた動きがみられる。」としています。

個別の項目につきましては、後で御確認をよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

(反田部会長)

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見はございますか。

(各側委員)

(意見なし。)

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

【 (2) 山梨県最低賃金改正決定審議 】

(反田部会長)

それでは、議題(2)「山梨県最低賃金改正決定審議」に入ります。

本日は、具体的な金額審議には入らずに、各側から、基本的な見解をお伺いすることとしております。

労側、使側双方から、事務局あてに事前に御提出いただきました資料の写しが審

議資料の中にございますので、27 ページからを御覧ください。

それでは最初に、労働者側の見解をお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

(白倉委員)

はい、労働者側の見解でございます。

まず、1 番の取り巻く環境でございますが、山梨県内の経済状況及び生産活動は新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、一部に持ち直しの動きがみられる状況でございます。

一方ですね、雇用情勢には改善の動きがみられ、有効求人倍率は全国平均を上回っており、新型コロナウイルス前の水準以上となっています。

このため必要労働力確保に向けた活発な企業の採用活動により県内の求人募集の時給単価は上昇傾向にあります。

また、総務省労働力調査によれば、全国における非正規の職員・従業員数は 2055 万人。前年同月に比べ 98 万人(4.8%)の減少と推移しているものの、労働者全体の 36.7%にまで達し、労働者数全体から見て約 4 割と高い水準を維持しています。

なおかつ正規の仕事を希望してもかなわない不本意非正規は全国の非正規全体の 11.5%と昨年よりさらに高い状況でございます。

二つ目でございます。

中央における議論の方向性でございます。

経済の好循環を実現させるためには、最低賃金を含めた賃金の引き上げは重要であり、賃金引上げのための環境整備に全力を挙げてまいりました。

またコロナ禍により経済・社会・雇用情勢は厳しい状況が続いているものの、人口、労働力ともに減少しつつあるわが国において、最低賃金近傍で働く労働者の労働条件改善に直結する法定最低賃金(地域別最低賃金・特定(産業別)最低賃金)は社会の不安定化に歯止めをかける観点からも、その重要性は増していると考え、進める事としています。

いずれにしても政府が進める持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成の両立の実現に向けて、これを尊重した地方での議論が求められていくことを念頭に審議に臨んで行きたいと考えます。

三つ目でございます。

審議に臨む基本的見解でございますが、引き続き日本経済を安定、そして成長軌道に乗せていくためには、賃金の引き上げと物価上昇による相乗効果が重用であり、可処分所得の拡大による景気浮揚が最大の経済効果をもたらすものと考えます。

また、将来にわたって日本が健全な財政基盤を維持し、年金制度・医療制度を含めて安心して暮らせる社会を構築していくためには、勤労世代の安定した給与所得と確実な納税が必要であり、低賃金の非正規化比率が増加すれば国の財政基盤を揺るがし、生活保護費の増大や地方行政の破綻を招く危険性も無視できません。

日本社会における非正規・パート労働者は、かつての家計の補助としての側面から自らが主たる生計者として家計を支えながら、子育てや介護を行うといった状況に変化していることから、最低賃金の位置づけについても法的なセーフティーネットとしての役割に留まらず、安心して働ける希望の持てる水準を目指すべきと考えます。

さらには、地域間格差が都心部への働き手の流出の一因となってきた事や、コロナ禍により、大都市圏への労働力の集中が経済一極集中や感染リスク増大という弊害を明らかにした事などから、アフターコロナを展望する上でも、慎重に議論を積み上げていくことを要請します。

以上の事から、労働側としては、早期の時給 1,000 円への道筋をつけるため、連合リビングウェイジにおいて、山梨で安心して暮らせる最低基準とされる時給 940 円への展望を視野に入れつつ、ランク別の格差及びBランク内で見た山梨の低時給の位置づけを是正していくための大幅な最低賃金の引き上げを求めます。

労働者側見解について、以上となります。

(反田部会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいま、御説明いただきました見解につきまして、議論にわたらない範囲で御質問等がございましたらお願いします。

(各側委員)

(意見なし。)

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

それでは次に、使用者側の基本的見解をお伺いしたいと思います。

使用者側、よろしくをお願いします。

(一之瀬委員)

はい、それでは使用者側の見解を述べます。

はじめに、昨年度の山梨県最低賃金審議会は、新型コロナウイルスによる混乱の真っ只中にあり、公労使の各委員は、協調して事業継続と雇用維持の確保に取り組むことを最優先とし、全会一致での結審を実現しました。

これは、当県審議会の長い歴史において培った公労使の信頼関係の賜物であり、他の都道府県に誇れる成果でありました。

今年度は、感染症対策の徹底やワクチン接種の開始などの効果もあり、一部の企業においては業績の回復傾向がみられ、経済全体が正常化することに大きな期待を寄せています。

しかしながら、現下の状況は、変異ウィルスの発生もあり、首都圏を中心に感染拡大による非常事態宣言の再発令など、感染症の影響は予断を許さない状況にあります。

また、経済においても、製造業など好調な業種がある一方で、対面型サービス業のように低迷したままの産業もあり、コロナ禍における景気回復は二極化が進み、「K」字形の回復になっています。

特に、飲食、宿泊、観光など大きな影響を受けている業種の小規模事業者は、事業の回復には程遠く、政府の助成金や公的融資により、かろうじて事業と雇用を維持している状況にあります。また、こうした事業者は、最低賃金近辺での雇用者が多く、最低賃金の引上げが契機となり雇用情勢を悪化させることも懸念されます。

今年度の山梨県地域別最低賃金の審議に臨みましては、新型コロナウイルス感染症の見通しを見誤ることなく、大きく二極化している回復状況にあって、未だ苦しんでいる小規模零細事業者の状況を正しく理解し、昨年同様、事業継続と雇用維持を最優先に据えた御審議をお願いします。

中小企業を取り巻く経営環境ですが、中小企業庁が6月30日に公表した「中小企業景況調査」によれば、2021年4～6月期の全産業の業況判断D Iは、マイナス25.8（前期差3.7ポイント増）となり、2期ぶりに上昇しました。

しかしながら、感染症の影響を大きく受けている業種である宿泊業ではマイナス54.3、飲食業はマイナス50.0となっており、業況の回復には程遠い状況にあります。

一方、5月の県内中小企業のD I値は、全体で売上高はプラス6（対前年比プラス52）、収益状況はマイナス8（対前年比プラス46）、景況感はマイナス12（対前年比プラス46）となり、数値的には大きく回復の傾向を示しましたが、地場産業やサービス業では低迷が続いている状況です。

宿泊業の経営者からは、「緊急事態宣言が再延長となり、先行きが不透明で不安を抱えている。新型コロナウイルスの感染拡大前と比べるとかなりの減収になってい

る。」と不安の声が聞こえており、景気回復の二極化が鮮明になっています。

さらに、中小企業にとっては、実態として、各種助成金やセーフティーネット等の制度融資が雇用維持と事業継続の命綱となっており、こうした支援の今後の動向によっては危機的な状況に陥ることも懸念されます。

最後に、今年度の審議における使用者側の基本的考え方ですが、まず、中央最低賃金審議会では、経済財政運営と改革の基本方針 2021(骨太の方針 2021)における「より早期に全国加重平均 1,000 円とすることを目指す」ことのみで過度の配慮を行い、その前提として述べられている「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業への配慮」は、一顧だにされていません。

「骨太の方針」とともに閣議決定された「成長戦略実行計画」では、「生産性の向上の成果を賃金として分配し、需要拡大を通じた成長を図る」とする「成長と分配の好循環」の道筋が明確に示されており、これこそが賃金引上げのあるべき姿です。

感染症の影響を大きく受けている企業は、厳しい経営状況を乗り越えるため、労使が力を合わせ懸命に取り組んでいます。そしてこれを乗り越えた後にこそ、「成長と分配の好循環」が実現できるものと思います。

今は、必死でコロナ禍に立ち向かっている企業を、一社たりとも取り残さないことが重要です。最低賃金の決定が、取り残された企業とその従業員を生み出す要因になってはいけません。

以上より、使用者側の基本的な考え方としましては、昨年同様、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先とし、最低賃金制度の法第 9 条にある、労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力の 3 要素を尊重して審議に臨みたいと考えております。

公益委員および労働者側委員の皆様におかれましては、感染症の影響が二極化している実態を正しく御認識いただき、誰一人取り残さない最低賃金の決定に向け、今年度の御審議をお願いいたします。

以上です。

(反田部会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました見解につきまして、議論にわたらない範囲で御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、労使双方から基本的な見解をお伺いしましたが、本日は、具体的な金額審議には入らずに、基本的な見解をお伺いすることにとどめることとしておりますので、審議はここまでといたします。

次回、8月2日の第3回の専門部会からは、公益委員によりまして、各側への具体的な意見聴取による金額審議に入りますので、よろしくお願いいたします。

今後も、円滑な議事進行を図っていきたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

【 (3) その他 】

(反田部会長)

それでは、最後の議事の「その他」に移りますが、何かございますか。

はい、一之瀬委員。

(一之瀬委員)

先ほども基本的見解で述べましたとおり、私共とすれば企業は公的な支援で今をしのいでいるという認識があります。

労働局の雇用調整助成金の申請状況あるいは決定状況を調べたんですけども、今年の2月の発表以降出てないのでその資料をいただきたいと思います。

ほかのことについては私が調べてみたいと思います。

とりあえず労働局にそれをお願いします。

以上です。

(反田部会長)

事務局のほうでなにか。

(賃金室長)

承知しました。こちらで用意させていただきます。

(鷹野部会長代理)

いいですか。

一つお願いをさせていただきたいのですけれども。

去年の専門部会にない話ですけれども。

ここに出た資料を見ながら私共審議していくのですけれども、この資料に異議なり疑義があるのであれば、できれば、次の会の冒頭には意見表明していただければありがたいかなと思います。

公益のほうでもこれを見て、いろいろ皆さんと話をしているのですが。

それがすでに過ぎ去った段階で、あの資料はって、言われても私たちもそこへ戻ってまで議論することまでなかなかできないので。

変な言い方になって申し訳ないのですが、私たちも資料は見ています。

どう使うかというのは、過去経過がいろいろあったかもしれませんが、なかなか伝達されないので。

もし、資料に疑義があるのであれば、その日のうちに言っていただくことはなかなか難しいと思うので、次回の冒頭にはいただきたいと。

それによって私たちも資料をもう一回見直しますので。

そうでないと、その次の会、その次の会になったときに言われたときには、申し訳ない、こういうふうには私たちは評価してしまいましたってことになりますので。

よろしく願いしたいと思います。

(反田部会長)

よろしく願いいたします。

そのほかにございますか。

ないようでしたら、事務局からは何かございますか。

(賃金室長)

はい。先ほど、部会長からもお話がありましたが、次回、8月2日の第3回の専門部会からは、金額審議にお入りいただくこととなりますが、先般、開催されました第1回の専門部会で決まりましたとおり、金額審議の際に、労側、使側双方から、まず、御提示いただく金額につきましては、事前に事務局に御連絡いただいて、事務局から、全部会委員の皆様事前に伝達することになっております。

8月2日は、週明けの月曜日となりますことから、当該金額につきましては、今週末、つまり、明日、7月30日の午後3時までに、労側、使側双方から、私あてに、メールにて、御連絡いただきますようお願いいたします。

御連絡をいただきましたら、私から、部会委員の皆様、午後5時頃までには、メールにより、伝達させていただきますので、御承知おきいただきますようによろしく願いします。

(反田部会長)

ただ今の事務局の説明につきまして、何か御質問等ございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第2回目の専門部会を終了したいと思います。

第3回目の専門部会は、8月2日月曜日、午後2時から、労働局の1階会議室で行いますのでよろしくお願いいたします。

議事録の確認ですが、白倉委員と一之瀬委員にお願いをいたします。

本日はお疲れさまでした。